

他の市町村に滞在している方の「不在者投票」

投票できる方	仕事や旅行等で選挙期間中（告（公）示日の翌日から選挙期日までの間）、他の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。	
投票できる期間	告（公）示日の翌日から投票日前日までの間	
投票できる時間	午前8時30分から午後8時まで	
	*ただし、滞在先の選挙管理委員会が選挙期間中でない場合は、通常の勤務時間内での受付となりますので、注意してください。	
投票できる場所	滞在先の選挙管理委員会	
投票用紙の請求等	他市町村で不在者投票をする場合には、直接又は郵便により綾川町選挙管理委員会委員長に投票用紙等を請求ください。 《請求の際には、投票用紙等請求書兼宣誓書を提出していただく必要があります。》	
留意事項	他市町村で投票した投票用紙は、当該他市町村から綾川町選挙管理委員会に送付されますが、選挙日当日までに到着しない場合、せっかくの投票が無効になってしまいます。かならず日数に余裕をもって投票を行ってください。	
投票までの流れ	手順1	滞在地又は綾川町の選挙管理委員会で 不在者投票用紙等請求書兼宣誓書 を入手します。
	手順2	不在者投票用紙等請求書兼宣誓書 に必要事項を記入の上、綾川町選挙管理委員会に直接又は郵送で投票用紙を請求します。
	手順3	請求が綾川町選挙管理委員会で受理されたら、不在者投票に必要な書類が送付されます。 (①投票用紙、②投票用封筒（内封筒・外封筒）、③不在者投票証明書) *不在者投票証明書の入っている封筒を事前に開封したり、投票用紙に記入したりすると投票が無効になってしまいます。

